資料２

愛西市地域防災計画（令和４年度修正案）

新　旧　対　照　表

※表の左側の頁欄は、現行の愛西市地域防災計画（令和４年３月）の頁となります。

愛西市地域防災計画（新旧対照表）

第１編　　風水害等災害対策計画

第１章　総則

頁	現行	修正案	備考
1	**第１節　計画の目的・方針等** **２　計画の性格** (1)　地域防災計画 ア　この計画は、風水害等災害、大規模地震及び危険物災害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。 オ　「第２編　地震災害対策計画」中、「第１編　風水害等災害対策計画」と内容に変更のない計画については、「第１編　風水害等災害対策計画」を準用することとした。	**第１節　計画の目的・方針等** **２　計画の性格** (1)　地域防災計画 ア　この計画は、風水害等災害、大規模地震及び原子力災害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。 オ　「第２編　地震災害対策計画」及び「第３編　原子力災害対策計画」中、「第１編　風水害等災害対策計画」と内容に変更のない計画については、「第１編　風水害等災害対策計画」を準用することとした。	
2	**３　計画の構成** 市地域防災計画 第１編　風水害等災害対策計画 第１章　総則 第２章　災害予防 第３章　災害応急対策 第４章　災害復旧・復興 第２編　地震災害対策計画 第１章　総則 第２章　災害予防 第３章　災害応急対策 第４章　災害復旧・復興 第５章　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 第３編　資料編	**３　計画の構成** 愛西市地域防災計画 第１編　風水害等災害対策計画 第１章　総則 第２章　災害予防 第３章　災害応急対策 第４章　災害復旧・復興 第２編　地震災害対策計画 第１章　総則 第２章　災害予防 第３章　災害応急対策 第４章　災害復旧・復興 第５編　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 第３編　原子力災害対策計画 第１章　総則 第２章　災害予防 第３章　災害応急対策 第４章　災害復旧 第４編　資料編	

頁	現行	修正案	備考
3	**４　災害対策の各段階における基本理念** (2)　災害応急対策段階 イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 **５　計画の修正** この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害、地震災害等の災害への防災対策の確立に万全を期す。 **６　計画の習熟等** 市は、この計画を市職員、防災関係機関職員及び市民に周知する。 さらに、市及び防災関係機関は、平素から、所属職員に対する災害時の役割を踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努め、風水害、地震災害等の災害への対応能力を高める。	**４　災害対策の各段階における基本理念** (2)　災害応急対策段階 イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 **５　計画の修正** この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害、地震、原子力災害等の災害への防災対策の確立に万全を期す。 **６　計画の習熟等** 市は、この計画を市職員、防災関係機関職員及び市民に周知する。 さらに、市及び防災関係機関は、平素から、所属職員に対する災害時の役割を踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努め、風水害、地震、原子力災害等の災害への対応能力を高める。	
7 8 9 10	**第２節　市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱** **第２　処理すべき事務又は業務の大綱** **４　指定地方行政機関** 中部地方整備局：〔初動対応〕 (1)　情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (2)　緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。 東海農政局：(5)　農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。 **５　自衛隊** (2)　発災後の対処 ケ　炊飯及び給水を行う。 コ　救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 サ　危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 シ　その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。 **６　指定公共機関** 西日本電信電話株式会社名古屋支店	**第２節　市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱** **第２　処理すべき事務又は業務の大綱** **４　指定地方行政機関** 中部地方整備局：〔初動対応〕 (1)　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2)　情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (3)　緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。 東海農政局：(5)　農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 **５　自衛隊** (2)　発災後の対処 ケ　給食及び給水を行う。 コ　入浴支援を行う。 サ　救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 シ　危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 ス　その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。 **６　指定公共機関** 西日本電信電話株式会社 楽天モバイル株式会社：(1)災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。	

頁	現行	修正案	備考
11	東邦瓦斯株式会社	(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 東邦瓦斯株式会社（※）：（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）	
15	**第３節　市の概要と災害要因** **１　自然的条件** (1)　位　置 本市は、愛知県の最西端、名古屋市の西方約20kmに位置し、総面積は、66.70km²である。 **地目別土地利用面積** 区分 / 農用地 / 森林・原野 / 水面・河川など / 道路 / 宅地 / その他 / 計 面積（ha） / 2,980 / ― / 1,440 / 559 / 1,214 / 477 / 6,670 割合（%） / 44.7 / ― / 21.6 / 8.4 / 18.2 / 7.1 / 100.0 ※割合は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない。 出典：　2020年版　土地に関する統計年報	**第３節　市の概要と災害要因** **１　自然的条件** (1)　位　置 本市は、愛知県の最西端、名古屋市の西方約20kmに位置し、総面積は、66.68km²である。 **地目別土地利用面積** 区分 / 農用地 / 森林・原野 / 水面・河川など / 道路 / 宅地 / その他 / 計 面積（ha） / 2,970 / ― / 1,260 / 560 / 1,219 / 659 / 6,668 割合（%） / 44.5 / ― / 18.9 / 8.4 / 18.3 / 9.9 / 100.0 ※割合は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない。 出典：　2022年版　土地に関する統計年報	
18	**２　社会的条件** (3)　交通・道路 鉄道網として、名古屋鉄道の尾西線及び津島線、ＪＲ関西本線の駅を有しており、周辺都市との連携が図られている。乗降客数は、勝幡駅（約4,300人／日）、佐屋駅（約4,000人／日）の順で多くなっている。	**２　社会的条件** (3)　交通・道路 鉄道網として、名古屋鉄道の尾西線及び津島線、ＪＲ関西本線の駅を有しており、周辺都市との連携が図られている。乗降客数は、令和３年度では、藤浪駅（約4,300人／日）、勝幡駅（約3,800人／日）、佐屋駅（約3,600人／日）の順で多くなっている。	
20	**第４節　防災ビジョン** 近年の豪雨災害や、東北地方太平洋沖地震、阪神淡路大震災等を踏まえ、「公助」による応急活動だけでは、大規模災害発生時に市民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、市民、事業所、自主防災組織、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。また、大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組といった「減災」の考え方に立ち、市民や事業所、各種団体と行政が協力して防災対策に取り組むことを基本とし、以下の方針のもとで本防災ビジョンを設定する。	**第４節　防災ビジョン** 近年の豪雨災害や、東北地方太平洋沖地震、阪神淡路大震災等を踏まえ、「公助」による応急活動だけでは、大規模災害発生時に市民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、市民、事業所、自主防災組織、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。また、大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという「減災」の考え方に立ち、市民や事業所、各種団体と行政が協力して防災対策に取り組むことを基本とし、以下の方針のもとで本防災ビジョンを設定する。	
24	**第５節　予想される災害** **第１　想定した主な災害** **８　原子力災害** 本市においては県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。最も近い原子力施設として、福井県敦賀市の原子力施設が挙げられるが、本市からは100km程度離れており、同施設の事故により放射性物質の放出等の事態が発生した場合においても、直ちに避難等の措置に至ることは考えにくい。 しかし、避難区域に指定された原子力発電所近隣市町村からの避難者の長期的な受入を考慮する必要が今後考えられる。	**第５節　予想される災害**	

頁	現行	修正案	備考
30	**第１節　防災協働社会の形成推進** **第３　ボランティアとの連携** １　支援体制の確保 ◆訓練の実施　○市は社会福祉協議会と連携して、防災訓練等においてＮＰＯ・ボランティア関係団体等の協力を得て、ボランティアセンターの設置及び運営訓練を行う。	**第１節　防災協働社会の形成推進** **第３　ボランティアとの連携** １　支援体制の確保 ◆訓練の実施　○市は社会福祉協議会と連携して、防災訓練等においてＮＰＯ・ボランティア関係団体等の協力を得て、災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練を行う。	
34 35	**第２節　水害予防対策** **第１　河川防災対策** １　河川防災対策の推進 ◆水災害連携の連絡会・協議会 ３　浸水想定区域自治体の対策	**第２節　水害予防対策** **第１　河川防災対策** １　河川防災対策の推進 ◆水災害連携の連絡会・協議会　○近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。 ３　浸水想定区域自治体の対策 ◆市長の助言・勧告　○市長は、市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	
36	４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の対策 ◆訓練の実施　○要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の対策 ◆訓練の実施　○要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告	
39 40	**第４節　事故・火災等予防対策** ３　大規模道路災害 ◆情報通信手段の整備 ４　消防力の強化拡充 ◆消防資機材等の整備　○消防機関は、消防ポンプ自動車等、日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車、はしご車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資器（機）材の整備を図る。	**第４節　事故・火災等予防対策** ３　大規模道路災害 ◆情報通信手段の整備　○道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 ４　消防力の強化拡充 ◆消防資機材等の整備　○消防機関は、消防ポンプ自動車等、日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車、はしご自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資器（機）材の整備を図る。	
	第５節　建築物等の安全化	**第５節　建築物等の安全化**	

頁	現行	修正案	備考
45	**第４　文化財保護対策** ２　平常時からの対策 ◆台帳の整備　○国・県・市指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。	**第４　文化財保護対策** ２　平常時からの対策 ◆台帳の整備　○国・県・市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。	
47 48	**第７節　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備** １　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 ◆消防施設・設備の整備改善及び性能調査　○特殊火災（危険物施設、高層ビル）に対処するはしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。 ◆防災中枢機能の充実　○保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となる燃料の備蓄等に努める。 ◆防災関係機関相互の連携	**第７節　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備** １　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 ◆消防施設・設備の整備改善及び性能調査　○特殊火災（危険物施設、高層ビル）に対処するはしご自動車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。 ◆防災中枢機能の充実　○保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となる燃料の備蓄等に努める。 ◆防災関係機関相互の連携　○市は、県及び防災関係機関と共に、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。 ○市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。	
49	２　情報の収集・連絡体制の整備等 ◆被災者等への情報伝達　○電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	２　情報の収集・連絡体制の整備等 ◆被災者等への情報伝達　○通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	
53	８　家庭・地域における備蓄の推進 ◆家庭内・地域内備蓄の推進　○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	８　家庭・地域における備蓄の推進 ◆家庭内・地域内備蓄の推進　○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等その他の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	
	第８節　避難行動の促進対策	**第８節　避難行動の促進対策**	

頁	現行	修正案	備考
54	基本方針 ・避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、明確な判断基準に基づき発令　実施機関 企画政策部、市民協働部・支所、健康子ども部、保険福祉部、教育部、各施設管理部	基本方針 ・避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令　実施機関 企画政策部、市民協働部・支所、健康子ども部、保険福祉部、教育部、各施設管理部	
55	4　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 ◆マニュアルの作成　○避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。 ⑦避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア　避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、洪水、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報をもとに、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。	4　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 ◆マニュアルの作成　○避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。 ⑦避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア　避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、洪水、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報をもとに、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。	
60	**第９節　避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策** **第１　指定避難所の指定等** 1　指定避難所の指定 ◆避難施設と生活環境の整備　○必要に応じ県と連携をとり、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、支援を必要とする高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられ、非常用電源の確保や備蓄等安心して生活できる体制を整備した福祉避難所（資料編「４－３　福祉避難所」参照）の選定に努める。	**第９節　避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策** **第１　指定避難所の指定等** 1　指定避難所の指定 ◆避難施設と生活環境の整備　○必要に応じ県と連携をとり、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、支援を必要とする高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられ、非常用電源の確保や備蓄等安心して生活できる体制を整備した福祉避難所（資料編「４－３　福祉避難所」参照）の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に配慮するよう努めるものとする。	
63	**第２　要配慮者・帰宅困難者支援対策** 3　在宅の要配慮者対策 ◆緊急通報システムの運用　○市は、緊急通報システム事業の運用のため、設備の整備の充実や利用者の増加を推進する。	**第２　要配慮者・帰宅困難者支援対策** 3　在宅の要配慮者対策 ◆緊急通報システムの運用　○市は、緊急通報システム事業の運用にあたり、利用者の安心安全の確保に努める。	
66	6　浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策 ◆要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施　○計画の作成等 ◎要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。	6　浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策 ◆要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施　○計画の作成等 ◎要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。 ○市長の助言・勧告 ◎市長は、市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	

頁	現行	修正案	備考
68	**第10節　文教対策** 4　学校等における防災教育の推進 ◆学校行事としての防災教育	**第10節　文教対策** 4　学校等における防災教育の推進 ◆学校行事としての防災教育　○学校行事や訓練等において、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。	
69	**第11節　広域応援・受援体制の整備** 1　広域応援・受援体制の整備 ◆受援体制の整備　○市は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。	**第11節　広域応援・受援体制の整備** 1　広域応援・受援体制の整備 ◆受援体制の整備　○市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。	
73 74	**第12節　防災訓練及び防災意識の向上** **第２　防災のための意識啓発・広報** 2　市民に対する防災知識の普及啓発 ◆発災前の準備等の啓発　○発災前の準備等の啓発は次のとおりとする。 ③可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ◆過去の災害教訓の伝承 ◆家庭内備蓄の推進（再掲）　○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 ◆報道媒体の活用及び協力要請　○電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	**第12節　防災訓練及び防災意識の向上** **第２　防災のための意識啓発・広報** 2　市民に対する防災知識の普及啓発 ◆発災前の準備等の啓発　○発災前の準備等の啓発は次のとおりとする。 ③可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等の備蓄 ◆過去の災害教訓の伝承　○国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 ◆家庭内備蓄の推進（再掲）　○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等その他の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 ◆報道媒体の活用及び協力要請　○通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	
76	**第14節　原子力発電所事故等災害対策**		

頁	現行	修正案	備考
	基本方針 ・本市から最も近い原子力発電所は福井県の敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所であり、市役所からの距離は約 93 km ・県外の原子力発電所等における異常が発生した場合の、被害拡大防止に備えた連絡体制の整備、必要資機材の備蓄等の予防対策の実施 **実施機関** 企画政策部、消防本部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部		
	1　予防対策実施機関（事業者、市、県等）が行う対策		
	◆県等と関係機関相互の連携体制の整備 ○県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。 ○夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。		
	◆専門家の派遣要請の手続きの確認 ○県及び市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ確認しておく。		
	◆避難所等の確保 ○市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。 ○避難所は放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設を選定し、放射性物質の流入を防ぐ対策を検討しておく。 また、一時的に避難するための退避所施設の確保に努める。		
	◆放射線防護資機材等の整備 ○予防対策を実施する各機関（原子力事業者、市、県警察、県、中部運輸局）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備に努める。 ○県及び市は、放射線被ばく者の対応可能な医療機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等）の連絡先を把握しておく。		
	◆スクリーニング及び人体の除染の体制の整備 ○県及び市は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備に努める。		
	◆風評被害対策 ○県及び市は、国、市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び風評被害等の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努める。 ○県及び市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的、かつ分かりやすく明確な説明に努める。 ○県及び市は、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、下段に定める知識の普及啓発に努める。		
	◆知識の普及啓発 ○市は、市民等に対して原子力災害や放射線等に関する必要な事項についての正しい知識の普及啓発に努める。 ①放射性物質及び放射線の特性に関すること。 ②原子力災害とその特殊性に関すること。 ③放射線防護に関すること。 ④市及び県等が講じる対策の内容に関すること。 ⑤屋内退避、避難に関すること。 ⑥原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。		

頁	現行	修正案	備考
	◆市民等への的確な情報伝達体制の整備　○県及び市は、市民の的確な行動につなげるため、正確かつ分かりやすい情報を迅速に伝達できるよう、必要な事項について県が開催する研修等への参加を促す。 ①原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること。 ②原子力発電所等の概要に関すること。 ③原子力災害とその特殊性に関すること。 ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 ⑤モニタリング実施方法及び機器に関すること。 ⑥緊急時に県や国等が講じる対策の内容 ⑦緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。 ⑧その他緊急時対応に関すること。		

頁	現行	修正案	備考
88	**第２節　避難行動** **第１　災害に関する情報の収集及び伝達** １　気象警報等の伝達系統　時期 ◆気象警報等の伝達系統図 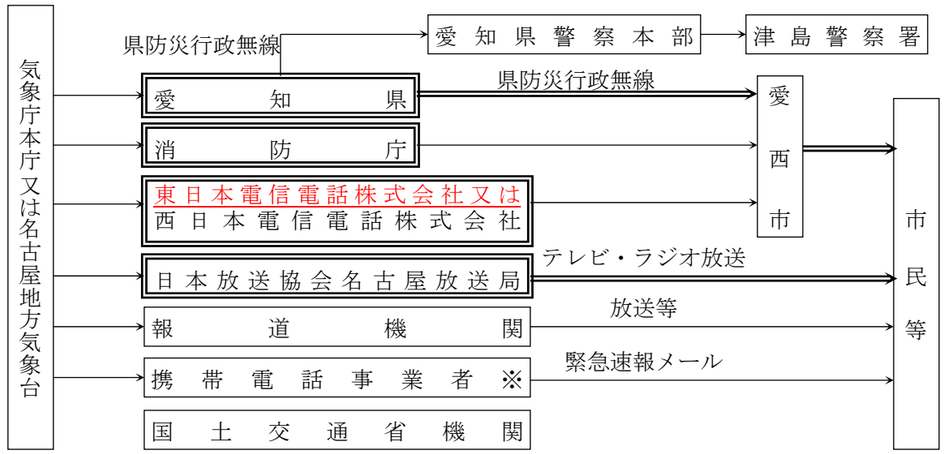 ※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	**第２節　避難行動** **第１　災害に関する情報の収集及び伝達** １　気象警報等の伝達系統　時期 ◆気象警報等の伝達系統図 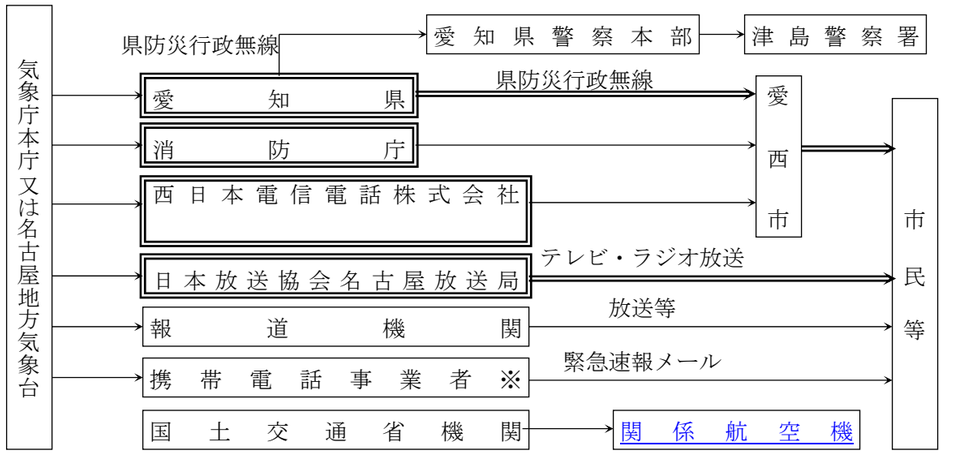 ※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	

現行

２　気象警報等の種類と発表基準　　時期

◆警報・注意報

（令和２年８月６日現在　発表官署：名古屋地方気象台）

愛西市	府県予報区		愛知県	
	一次細分区域		西部	
	市町村等をまとめた地域		尾張西部	
警　報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	23
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	－
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=11、領内川流域=11.5
			複合基準※	－
			指定河川洪水予報による基準	木曽川中流［犬山・笠松］、木曽川下流［木曽成戸］、長良川下流［長良成戸］、愛知県日光川水系日光川［戸苅・古瀬］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	127
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=8.8、領内川流域=9.2
			複合基準※	善太川流域=（11、8.8）、領内川流域=（11、7.4）、日光川流域=（11、20.5）
			指定河川洪水予報による基準	木曽川中流［笠松］、木曽川下流［木曽成戸］、長良川下流［長良成戸］、愛知県日光川水系　日光川［戸苅・古瀬］
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ５cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度30%で、実効湿度60%	
	低温		冬期：最低気温－４℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100㎜

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

第２　避難対策

１　避難情報等の伝達		時期
98 ◆［警戒レベル３］高齢者等避難	○夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］高齢者等避難を発令する。	A
99 ◆事前の情報	○台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨	A

修正案

２　気象警報等の種類と発表基準　　時期

◆警報・注意報

（令和４年５月26日現在　発表官署：名古屋地方気象台）

愛西市	府県予報区		愛知県	
	一次細分区域		西部	
	市町村等をまとめた地域		尾張西部	
警　報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	23
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	－
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=11、領内川流域=11.5
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	木曽川中流［犬山・笠松］、木曽川下流［木曽成戸］、長良川下流［長良成戸］、愛知県日光川水系日光川［戸苅・古瀬］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	高潮		潮位	※２
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	140
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=8.8、領内川流域=9.2
			複合基準※	善太川流域=（11、8.8）、領内川流域=（11、7.4）、日光川流域=（11、20.5）
			指定河川洪水予報による基準	木曽川中流［笠松］、木曽川下流［木曽成戸］、長良川下流［長良成戸］、愛知県日光川水系　日光川［戸苅・古瀬］
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ５cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度30%で、実効湿度60%	
	低温		冬期：最低気温－４℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100㎜

※1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※２　愛知県が定める基準水位観測所（天白川河口）における高潮特別警戒水位（2.3m）への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。

第２　避難対策

１　避難情報等の伝達		時期
◆［警戒レベル３］高齢者等避難	○夜間、早朝に［警戒レベル３］高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］高齢者等避難を発令する。	A
◆事前の情報	○台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合に	A

頁	備考
93	

頁	現行		修正案		備考
100	提供	発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する。	提供	おいては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する。	
	◆知事等への助言の要求	○市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 A	◆知事等への助言の要求	○市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。 A	
103	3　避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について	時期	3　避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について	時期	
	○避難情報と防災気象情報の一覧表		○避難情報と防災気象情報の一覧表		
	警戒レベル相当情報 / 市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報 / 洪水等に関する情報 / 水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1） / 水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布） / 内水氾濫に関する情報 / 土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）（愛西市は非該当） / 高潮に関する情報		警戒レベル相当情報 / 市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報 / 洪水等に関する情報 / 水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1） / 水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布） / 内水氾濫に関する情報 / 土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）（愛西市は非該当） / 高潮に関する情報		
	5相当	**氾濫発生情報** 危険度分布：黒 (氾濫している可能性) / **大雨特別警報（浸水害）※2** / **大雨特別警報（土砂災害）** / **高潮氾濫発生情報※3**	5相当	**氾濫発生情報** 危険度分布：黒 (氾濫している可能性) / **大雨特別警報（浸水害）※2** 危険度分布：黒（災害切迫） / **大雨特別警報（土砂災害）** 危険度分布：黒（災害切迫） / **高潮氾濫発生情報※3**	
	4相当	**氾濫危険情報** 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当) / 危険度分布：うす紫（非常に危険）※4 / **内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）** / **土砂災害警戒情報** 危険度分布：うす紫（非常に危険）※4 / **高潮特別警報※5** **高潮警報※5**	4相当	**氾濫危険情報** 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当) / 危険度分布：紫（危険） / **内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）** / **土砂災害警戒情報** 危険度分布：紫（危険） / **高潮特別警報※4** **高潮警報※4**	
	※4）「大雨警報（土砂災害）・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル５に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル５の発令対象区域の絞り込みに活用する。 ※5）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル４相当情報に位置付けている。		※4）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル４相当情報に位置付けている。		
110	第３節　災害情報の収集・伝達・広報		第３節　災害情報の収集・伝達・広報		
	第１　被害状況等の収集及び伝達		第１　被害状況等の収集及び伝達		
	2　被害状況の収集・集約	時期	2　被害状況の収集・集約	時期	
	◆行方不明者の情報収集	○捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 ○行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。 A	◆安否不明者・行方不明者の情報収集	○捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 ○安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。 A	

頁	現行	修正案	備考
111	**3　県への被害状況の報告**　時期 ◆報告の方法　○被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するが、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線により報告する。　A	**3　県への被害状況の報告**　時期 ◆報告の方法　○被害状況等の報告は、県防災行政無線を使用するが、報告にあたり、県防災情報システムを有効に活用する。　A	
112	**4　特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統**　時期 **○特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統図** 図中：県	**4　特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統**　時期 **○特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統図** 図中：愛知県	
119	**第４節　応援協力・派遣要請** **第４　ボランティアの受入** **1　ボランティア受入窓口の設置**　時期 ◆災害ボランティアセンターの設置等　○センターの設置場所は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して決定する。 市災害ボランティアセンター（候補地）：③愛西市役所、④立田支所、⑤佐織支所　C	**第４節　応援協力・派遣要請** **第４　ボランティアの受入** **1　ボランティア受入窓口の設置**　時期 ◆災害ボランティアセンターの設置等　○センターの設置場所は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して決定する。 市災害ボランティアセンター（候補地）：③立田支所、④佐織支所　C	
123	**第５節　救出・救助対策** 基本方針　・防災ヘリコプターの活用方法の習熟 実施機関　企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、消防本部	**第５節　救出・救助対策** 基本方針　・名古屋市航空機隊の活用方法の習熟 実施機関　企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、消防本部	
124	**第２　防災ヘリコプターの活用** **1　活動内容、出動要件等**　時期 ◆活動内容　○愛知県防災ヘリコプター活動内容は次のとおりとする。 ①被害状況調査等の情報収集活動 ②食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資器（機）材等の救援物資並びに人員等の輸送 ③災害情報、警報等の広報・啓発活動 ④火災防御活動 ⑤救急救助活動 ⑥臓器等搬送活動 ⑦その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動　A ◆出動の要件　○愛知県防災ヘリコプター出動の要件は次のとおりとする。 ①災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。　A	**第２　名古屋市航空機隊の活用** **1　支援要請要件、支援要請基準**　時期 ◆支援要請の要件　○名古屋市航空機隊による支援要請の要件は、名古屋市航空機隊支援出動要請要領のとおりとする。　A	

頁	現行	修正案	備考
125	②市の消防力（資料編「11－１消防本部の現有消防力」参照）によっては、防御が著しく困難な場合 ③その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合	①災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ②市の単独の消防力（資料編「11－１消防本部の現有消防力」参照）によっては防御が著しく困難な場合 ③その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合	
	２　出動要請　　時期 ◆出動の要請　○市長は、出動の要件のいずれかに該当し、愛知県防災ヘリコプターの活動が必要と判断した場合には、知事に対して出動を要請する。　A ◆応援要請方法　○市（消防本部）は、愛知県防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ防災安全局消防保安課防災航空グループに電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。　A ①災害の種別 ②災害の発生場所 ③災害発生現場の気象状況 ④飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ⑤災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段 ⑥応援に要する資機（器）材の品目及び数 ⑦その他必要な事項 ◆緊急時応援要請連絡先　○防災安全局消防保安課防災航空グループ　電　話　0568－29－3121 ＦＡＸ　0568－29－3123　A	◆支援要請基準　○名古屋市航空機隊による支援要請の要件の詳細は、航空機隊支援要請基準のとおりとする。　A ①火災現場における消火活動、情報収集活動等 ②人命救助を目的とした捜索活動、救助活動、情報収集活動等 ③傷病者、医師及び医薬品等の搬送等 ④①から③に掲げる類型を除く情報収集活動、資器材及び人員等の輸送、警戒等 **２　支援要請**　　時期 ◆支援の要請　○市長は、支援要請の要件のいずれかに該当し、名古屋市航空機隊による支援が必要と判断した場合には、名古屋市消防長に対して支援を要請する。　A ◆要請手続き　○市（消防本部）は、名古屋市航空機隊による支援を要請するときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊、名古屋市防災指令センターに電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防長に提出する。　A ①災害の種別 ②航空機隊に求める活動内容 ③災害の発生場所 ④災害発生場所の気象及び地形の状況 ⑤離着陸場所の所在地 ⑥現場指揮本部の無線の呼出名称 ⑦その他必要な事項 ◆緊急時支援要請連絡先　○8 時 45 分～17 時 30 分　名古屋市消防航空隊 電　話　0568-54-1190 ＦＡＸ　0568-28-0721 ○17 時 30 分～8 時 45 分　名古屋市防災指令センター 電　話　052-961-0119 ＦＡＸ　052-953-0119　A	
129	**第６節　医療救護・防疫・保健衛生対策** **第２　防疫・保健衛生** **２　避難所等における衛生管理等**　　時期 ◆栄養指導及び食中毒等の予防　○市は県と協力して、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。　B	**第６節　医療救護・防疫・保健衛生対策** **第２　防疫・保健衛生** **２　避難所等における衛生管理等**　　時期 ◆栄養指導及び食中毒等の予防　○市は県と協力して、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニー　B	

頁	現行	修正案	備考
		ズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	
142	**第９節　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策** **第１　避難所の開設・運営等** ２　避難所（避難場所）の運営 / 時期 ◆要配慮者支援　○避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。 / A	**第９節　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策** **第１　避難所の開設・運営等** ２　避難所（避難場所）の運営 / 時期 ◆要配慮者支援　○避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。 / A	
151	**第10節　水・食品・生活必需品等の供給** **第２　食品の供給** ２　政府所有の米穀の調達 / 時期 ◆米穀の原料調達　○市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。 / B	**第10節　水・食品・生活必需品等の供給** **第２　食品の供給** ２　政府所有の米穀の調達 / 時期 ◆米穀の原料調達　○市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。 / B	
160	**第13節　ライフライン施設等の応急対策** ６　通信施設の応急措置 / 時期 ◆電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） / B ◆移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ東海支社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社 / B	**第13節　ライフライン施設等の応急対策** ６　通信施設の応急措置 / 時期 ◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） / B ◆移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ東海支社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） / B	

頁	現行	修正案	備考
165	**第15節　鉄道災害対策** 1　情報の伝達系統　時期 ◆情報の伝達系統 図中：愛西市←→海部県民事務所	**第15節　鉄道災害対策** 1　情報の伝達系統　時期 ◆情報の伝達系統 図中：愛西市←　海部県民事務所	
167	**第16節　道路災害対策** 1　情報の伝達系統　時期 ◆情報の伝達系統 図中：国（国土交通省）←→国（警察庁） 2　市（道路管理者：産業建設部）の事案応急対策　時期 ◆他の道路管理者への応援要求　○応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。　B	**第16節　道路災害対策** 1　情報の伝達系統　時期 ◆情報の伝達系統 図中：国（国土交通省）　国（警察庁） 2　市（道路管理者：産業建設部）の事案応急対策　時期 ◆他の道路管理者への応援要請　○応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。　B	
173 174	**第19節　住宅対策** 1　被災宅地の危険度判定　時期 ◆被災住宅等の調査　○判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。　C 3　応急仮設住宅の設置及び管理運営　時期 ◆用地の確保　○応急仮設住宅の建設予定地は下記の場所とする。なお、予定地が被災により使用ができない場合や、不足する場合、建築班は、応急仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な公有地を選定する。また、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。　C	**第19節　住宅対策** 1　被災宅地の危険度判定・被災住宅等の調査　時期 ◆被災住宅等の調査　○判定活動の実施にあたっては、被災宅地危険度判定調査、被災建築物応急危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。　C 3　応急仮設住宅の設置及び管理運営　時期 ◆用地の確保　○応急仮設住宅の建設予定地は下記の場所とする。なお、予定地が被災により使用ができない場合や、不足する場合、応急仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な公有地を選定する。また、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。　C	
178	**第20節　学校等における対策** **第１　学校における応急対策** 6　教科書・学用品等の給与　時期 ◆教科書・学用品等の給与　○災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して必要な教材、学用品等を給与し、就学の便を図る。　C	**第20節　学校等における対策** **第１　学校における応急対策** 6　教科書・学用品等の給与　時期 ◆教科書・学用品等の給与　○災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒に対して必要な教材、学用品等を給与し、就学の便を図る。　C	

頁	現行	修正案	備考
184			

第22節　原子力発電所事故等災害対策

基本方針　・原子力発電所事故等に伴う放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策を迅速かつ円滑に行う対策の実施

実施機関　企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、消防本部

1　情報の収集・連絡活動及びモニタリング等の実施、市民等への情報伝達		時期
◆情報の収集・連絡活動	○県と連携を密にして情報を把握する。	A
◆モニタリングの実施・協力	○必要に応じてモニタリング及び放射能濃度の測定を実施する。 ○県が実施するモニタリング及び測定に協力する。	A
◆健康被害防止対策	○必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保を県へ要請する。 ○必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等に対応する窓口を設置する。なお、必要により原子力事業者等関係機関に協力を求める。 ○速やかに市民等からの問い合わせに対応する。	C
◆市民等への的確な情報伝達	○市民等に対する情報提供・広報を多様な媒体を活用して的確に実施する。 ○情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。 ○県と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供を実施する。	A

2　屋内退避、避難誘導等の防護活動		時期
◆複合災害が発生した場合	○複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。	A
◆屋内退避又は避難に関する指示があった場合の情報提供	○市は、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第 15 条第３項に基づく内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合は、市民等に次の方法等で情報を提供する。 ①報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道 ②警察署・駐在所等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動 ③消防本部の広報車等による広報活動 ④同報系無線や広報車等による広報活動 ⑤保育園、幼稚園、小中学校等への連絡 ⑥電気・ガス・通信事業者、各種団体の協力による広報活動 ⑦Ｗｅｂサイトを活用した情報提供	A
◆屋内退避又は避難指示	○市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対し屋内退避又は避難指示の措置をとる。	A

頁	現行	修正案	備考

①屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を実施する。
②必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
③避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先し、放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
④退避・避難のための立退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
⑤退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者を早期に把握する。
⑥情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得た円滑な運営管理を行う。

◆感染症への対応	○新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。	A

◆「原子力災害対策指針」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値＊1	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率＊2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物＊3の摂取を制限するとともに、市民等を１週間程度内に一時移転＊4させるための基準	20μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施

＊１　「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
＊２　実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
＊３　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
＊４　「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

３　飲料水・飲食物の摂取制限等		時期
◆摂取制限等の必要な措置	○国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を実施する。	B

頁	現行		修正案	備考
	◆出荷制限等の必要な措置	○国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等の必要な措置を実施する。	B	

◆放射性セシウムの新基準（厚生労働省省令及び告示より）

対　　象	放　射　性　セ　シ　ウ　ム
飲　料　水	10 ベクレル／キログラム以上
牛　　乳	50 ベクレル／キログラム以上
一　般　食　品	100 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上

4　広域避難活動及び県外からの避難者の受入活動		時期
◆広域避難活動	○市域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他市町村に対し受入先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。	A
◆避難者の受入活動	○要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 ○県の主体のもと、避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し必要な支援を実施する。 ○市は、避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報を避難者へ提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。	B

頁	現行	修正案	備考
193	**第３節　災害廃棄物処理対策** ３　応援協力関係　　時期 ◆処理に係る応援要請　○市は、自ら廃棄物処理が困難な場合は、県と県下全市町村及び下水管理者と締結している「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」「災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、平成28年７月）」に基づき、他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。　C	**第３節　災害廃棄物処理対策** ３　応援協力関係　　時期 ◆処理に係る応援要請　○市は、自ら廃棄物処理が困難な場合は、県と県下全市町村及び下水管理者と締結している「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」「災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人愛知県産業資源循環協会、平成27年８月）」に基づき、他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。　C	

第２編　　地震災害対策計画

第１章　総則

頁	現行	修正案	備考
200	**第５節　予想される災害** **第１　愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果（平成15年公表）** 平成13年６月、国の中央防災会議において東海地震の想定震源域が従来よりも愛知県寄りに見直され、平成14年４月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が従来の新城市１市から、名古屋市を含む58市町村（当時）に拡大して指定された。また、平成13年９月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後30年以内の発生確率が50％程度と公表した。 こうした動きの中で、県においては、より効果的な地震防災対策を推進するため、阪神・淡路大震災の経験から得られた最新の知見や予測技術、また、県が実施した活断層調査等により得られた地下構造や地盤構造についての新しいデータなどを活用して「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施し、平成15年３月、その調査結果を公表した。 市では、この調査結果を参考として、以下に「愛西市地域防災計画」における想定地震等について記述する。	**第５節　予想される災害** **第１　愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果（平成15年公表）** 平成13年６月、国の中央防災会議において東海地震の想定震源域が従来よりも愛知県寄りに見直され、平成14年４月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が従来の新城市１市から、名古屋市を含む58市町村（当時）に拡大して指定された。また、平成13年９月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後30年以内の発生確率が50％程度と公表した。 こうした動きの中で、県においては、より効果的な地震防災対策を推進するため、阪神・淡路大震災の経験から得られた最新の知見や予測技術、また、県が実施した活断層調査等により得られた地下構造や地盤構造についての新しいデータなどを活用して「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施し、平成15年３月、その調査結果を公表した。 市では、この調査結果を参考として、以下に「市防災計画」における想定地震等について記述する。	

頁	現行	修正案	備考
226 227	**第２節　建築物等の安全化** **第１　建築物の耐震推進** ４　一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 ◆落下倒壊危険物対策　○地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難経路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、中部電力株式会社及び西日本電信電話株式会社（名古屋支店）は、次により、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請する。 **第２　交通関係施設対策** １　道路施設対策 ◆緊急輸送道路等の指定　○地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。 第１次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路 第２次緊急輸送道路：第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路 第３次緊急輸送道路：その他の道路（※） （参考）緊急用河川敷道路：緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路 くしの歯ルート：津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路（第１次及び第２次緊急輸送道路から選定する。） （※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市地域防災計画で定めた緊急輸送道路で、第１次、第２次緊急輸送道路以外の道路。	**第２節　建築物等の安全化** **第１　建築物の耐震推進** ４　一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 ◆落下倒壊危険物対策　○地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難経路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、中部電力株式会社及び西日本電信電話株式会社（東海支店）は、次により、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請する。 **第２　交通関係施設対策** １　道路施設対策 ◆緊急輸送道路等の指定　○地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。 第１次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路 第２次緊急輸送道路：第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路 第３次緊急輸送道路：その他の道路（※） （参考）緊急用河川敷道路：緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路 くしの歯ルート：津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路（第１次及び第２次緊急輸送道路から選定する。） （※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市防災計画で定めた緊急輸送道路で、第１次、第２次緊急輸送道路以外の道路。	
232	**第６節　避難行動の促進対策** 基本方針：・避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、明確な判断基準に基づき発令 実施機関：企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、教育部、市民協働部（支所）、各施設管理部 ２　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成（一部再掲） ◆マニュアルの作成　○避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	**第６節　避難行動の促進対策** 基本方針：・避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令 実施機関：企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、教育部、市民協働部（支所）、各施設管理部 ２　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成（一部再掲） ◆マニュアルの作成　○避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	

頁	現行	修正案	備考
	④区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。	④区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。 ・津波災害警戒区域（令和元年７月 30 日愛知県建設局指定）における浸水想定区域	
234 235	**第８節　火災予防・危険性物質の防災対策** **第１　火災予防対策** １　火災予防に関する指導 ◆防火対象物の防火体制の推進　○市（消防本部）は、不特定多数の者が利用する防火対象物については、消防法に基づく防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。 ②その者に地震が事前予知された場合の対応も含め、震災対策事項を加えた消防計画を作成させる。 ２　消防力の強化拡充（再掲） ◆消防資機材等の整備強化　○消防本部は、消防ポンプ自動車等日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車、はしご車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備、備蓄を図る。	**第８節　火災予防・危険性物質の防災対策** **第１　火災予防対策** １　火災予防に関する指導 ◆防火対象物の防火体制の推進　○市（消防本部）は、不特定多数の者が利用する防火対象物については、消防法に基づく防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。 ②震災対策事項を加えた消防計画を作成させる。 ２　消防力の強化拡充（再掲） ◆消防資機材等の整備強化　○消防本部は、消防ポンプ自動車等日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車、はしご自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備、備蓄を図る。	
237	**第９節　浸水・津波予防計画** ３　浸水・津波防災体制の充実 ◆津波災害警戒区域の指定に係る事項　○市は次の事項を市防災計画に定める。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。 ②津波災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で市地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。	**第９節　浸水・津波予防計画** ３　浸水・津波防災体制の充実 ◆津波災害警戒区域の指定に係る事項　○市は次の事項を市防災計画に定める。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。 ②津波災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で市防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。 ○市長は、市防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	
240	**第11節　広域応援・受援体制の整備** ２　広域応援・受援体制の整備 ◆受援体制の整備　○市は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。	**第11節　広域応援・受援体制の整備** ２　広域応援・受援体制の整備 ◆受援体制の整備　○市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。	
	第12節　防災訓練及び防災意識の向上	**第12節　防災訓練及び防災意識の向上**	

頁	現行	修正案	備考
244	**第２　地震防災のための意識啓発・広報** ２　地震に関する防災意識の普及 ◆家庭内備蓄等の推進　○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	**第２　地震防災のための意識啓発・広報** ２　地震に関する防災意識の普及 ◆家庭内備蓄等の推進　○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等その他の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	

頁	現行	修正案	備考
249	**第２節　避難行動** **第１　津波警報等・地震情報等の収集・伝達** ２　情報の種類・内容等（気象庁又は名古屋地方気象台発表）　時期 ◆地震に関する情報（緊急地震速報（警報））　○地震動により震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する （震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、気象業務法の地震動特別警報、震度５弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動警報に位置付けられる。）。　A	**第２節　避難行動** **第１　津波警報等・地震情報等の収集・伝達** ２　情報の種類・内容等（気象庁又は名古屋地方気象台発表）　時期 ◆地震に関する情報（緊急地震速報（警報））　○地震動により震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 ○最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。 ○緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上のものを特別警報に位置付けている。　A	
250	３　津波警報等の伝達系統　時期 ◆津波警報等、地震情報等に関する特別警報・警報等の伝達系統 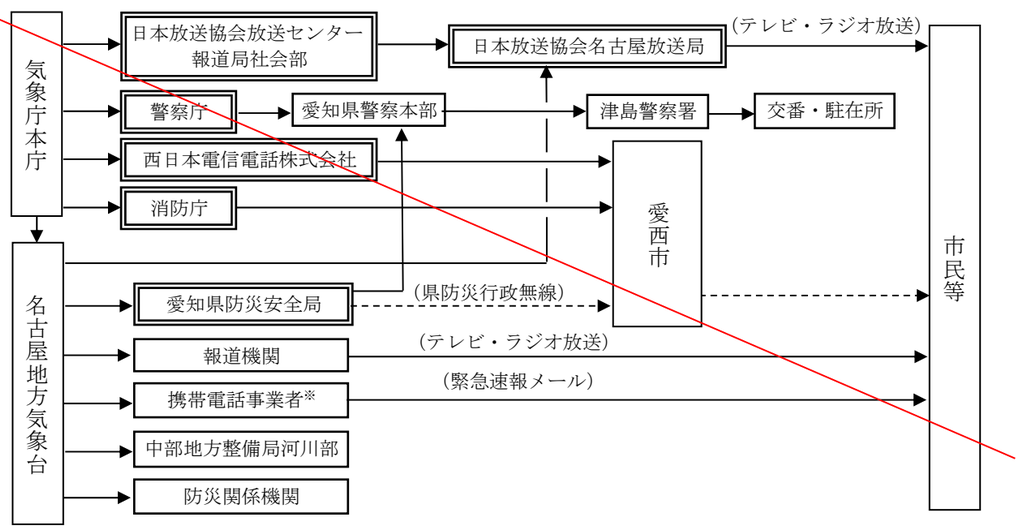 ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。 注）破線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。	３　津波警報等の伝達系統　時期 ◆津波警報等、地震情報等に関する特別警報・警報等の伝達系統 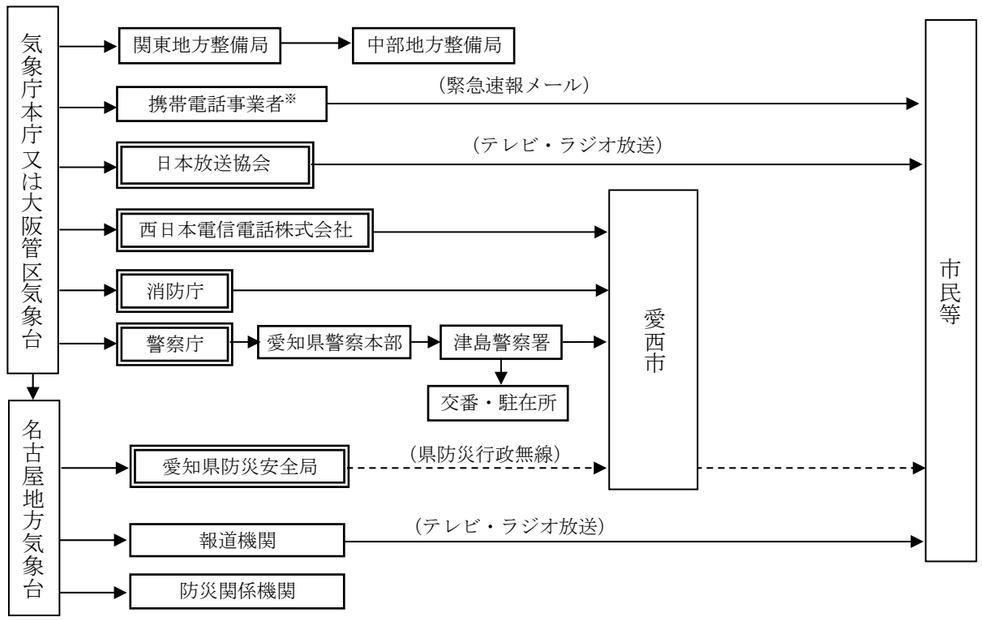 ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。 注）破線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。	
	第５節　救出・救助対策	**第５節　救出・救助対策**	

頁	現行	修正案	備考
257	基本方針 ・防災ヘリコプターの活用方法の習熟 実施機関 企画政策部、消防本部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部	基本方針 ・名古屋市航空機隊の活用方法の習熟 実施機関 企画政策部、消防本部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部	
258	**第２　防災ヘリコプターの活用** 第１編第３章第５節第２「防災ヘリコプターの活用」を参照	**第２　名古屋市航空機隊の活用** 第１編第３章第５節第２「名古屋市航空機隊の活用」を参照	
260	**第６節　消防活動・危険性物質対策** **第１　消防活動** ２　消防団の事案応急対策（一部再掲） ◆避難誘導　○避難指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。　A	**第６節　消防活動・危険性物質対策** **第１　消防活動** ２　消防団の事案応急対策（一部再掲） ◆避難誘導　○避難指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。　A	
265	**第14節　ライフライン施設等の応急対策** ３　通信施設の応急措置 ◆電気通信施設等（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）　B ◆移動通信施設等（株式会社ＮＴＴドコモ東海支社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社）　B	**第14節　ライフライン施設等の応急対策** ３　通信施設の応急措置 ◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）　B ◆移動通信施設等（株式会社ＮＴＴドコモ東海支社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）　B	

第５章　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>272</td><td>２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応
◆避難対策等　○市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年５月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和２年３月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難情報等により事前の避難を促す。</td><td>２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応
◆避難対策等　○市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年５月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和２年３月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</td><td></td></tr>
<tr><td>274</td><td>◆市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策　○市が管理する庁舎、学校等の不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。
イ　個別事項
②　小中学校にあっては、次に掲げる事項
(ｱ)　児童・生徒等に対する保護の方法
◆広域応援部隊の活動　○先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年３月30日中央防災会議幹事会決定、令和２年５月改訂）に基づき活動するものとする。</td><td>◆市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策　○市が管理する庁舎、学校等の不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。
イ　個別事項
②　小中学校にあっては、次に掲げる事項
(ｱ)　児童生徒等に対する保護の方法
◆広域応援部隊の活動　○先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年３月30日中央防災会議幹事会決定、令和４年６月改訂）に基づき活動するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>275</td><td>３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応
◆「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
<table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から５～30 分</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">地震発生等から最短で２時間</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td><td>３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応
◆「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
<table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から５～30 分後</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">地震発生等から最短で２時間後</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

別紙　東海地震に関する事前対策

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>283
287</td><td>

第２節　地震災害警戒本部の設置等

第２　警戒宣言発令時等の情報伝達、収集及び広報

１　警戒宣言等の伝達等

◆地震予知情報等の受理、市職員等への伝達　○市が自ら管理する施設等に対しても伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ西日本電信電話株式会社名古屋支店に登録している「災害時優先電話」の活用も視野に入れておく。

３　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

◆収集、伝達系統

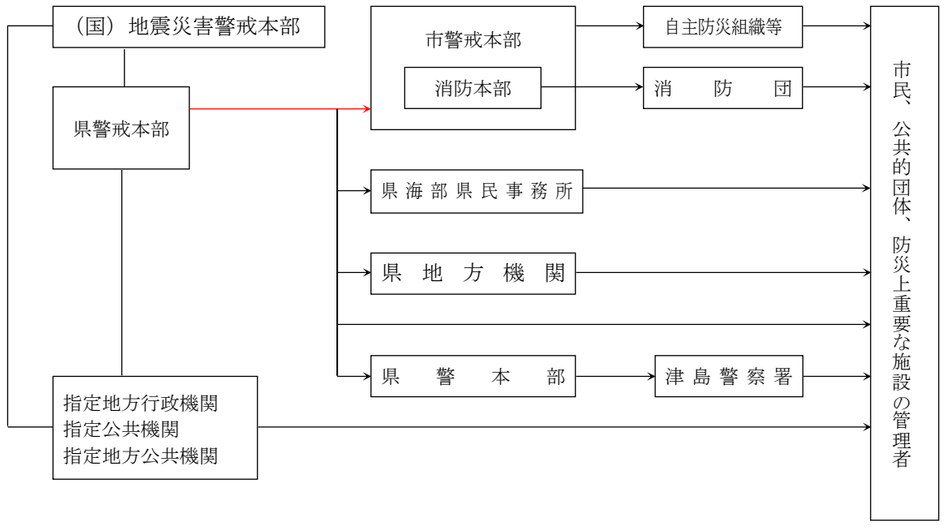

</td><td>

第２節　地震災害警戒本部の設置等

第２　警戒宣言発令時等の情報伝達、収集及び広報

１　警戒宣言等の伝達等

◆地震予知情報等の受理、市職員等への伝達　○市が自ら管理する施設等に対しても伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ西日本電信電話株式会社東海支店に登録している「災害時優先電話」の活用も視野に入れておく。

３　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

◆収集、伝達系統

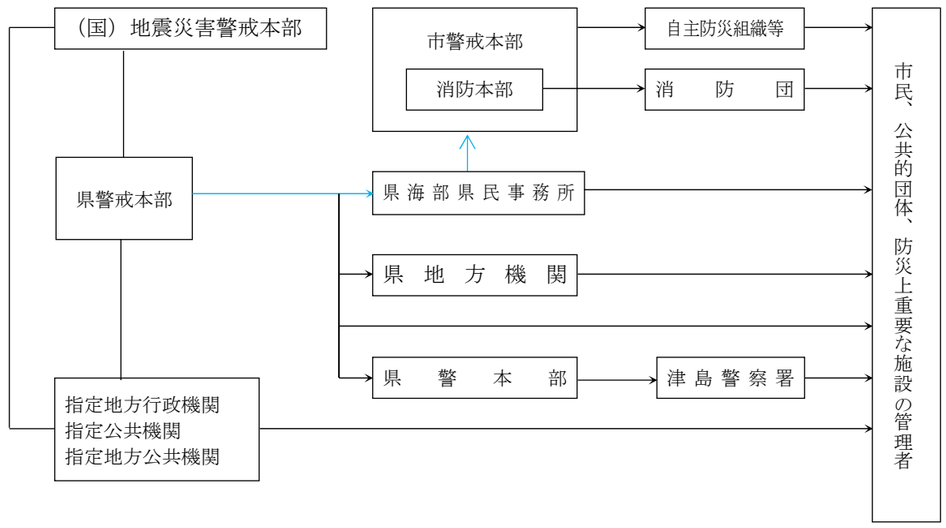

</td><td></td></tr>
<tr><td>289</td><td>

第３節　発災に備えた資機材、人員等の配備手配

第２　災害応急対策等に必要な資器（機）材及び人員の配備

１　資器（機）材・人員の配備

◆通信確保用資器（機）材・人員の配備　○西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社 、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報発表時、災害応急対策を実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資器（機）材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

</td><td>

第３節　発災に備えた資機材、人員等の配備手配

第２　災害応急対策等に必要な資器（機）材及び人員の配備

１　資器（機）材・人員の配備

◆通信確保用資器（機）材・人員の配備　○西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社 、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報発表時、災害応急対策を実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資器（機）材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>

第４節　発災に備えた直前対策

第１　避難対策等

</td><td>

第４節　発災に備えた直前対策

第１　避難対策等

</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>291

299</td><td>1　市が行う避難等対策　時期
◆避難対象地区の周知　○市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知する。　A

第６　飲料水、電気、ガス、通信、放送関係対策

5　通信事業者（西日本電信電話株式会社）　時期
◆地震防災応急対策等に関する広報　○東海地震注意情報発表時、若しくは警戒宣言発令時、利用者の利便に関する事項を支店前掲示板、テレビ、ラジオ放送等を通じた情報提供及び必要な広報の実施　A
④西日本電信電話株式会社名古屋支店における業務実施状況</td><td>1　市が行う避難等対策　時期
◆避難対象地区の周知　○市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ市防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知する。　A

第６　飲料水、電気、ガス、通信、放送関係対策

5　通信事業者（西日本電信電話株式会社）　時期
◆地震防災応急対策等に関する広報　○東海地震注意情報発表時、若しくは警戒宣言発令時、利用者の利便に関する事項を支店前掲示板、テレビ、ラジオ放送等を通じた情報提供及び必要な広報の実施　A
④西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況</td><td></td></tr>
<tr><td>309</td><td>第５節　市が管理又は運営する施設に関する対策

第２　不特定かつ多数の者が出入りする施設

2　個別対応事項　時期
◆各施設における主な対応措置
<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th><th colspan="2">警戒宣言発令時</th></tr><tr><th>対応</th><th>備考</th><th>対応</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td><td>第５節　市が管理又は運営する施設に関する対策

第２　不特定かつ多数の者が出入りする施設

2　個別対応事項　時期
◆各施設における主な対応措置
<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th><th colspan="2">警戒宣言発令時</th></tr><tr><th>対応</th><th>備考</th><th>対応</th><th>備考</th></tr><tr><td>発達支援センター</td><td>休館</td><td>・通常療育の中止
・保護者に連絡し、引取りを促す。
・引取りのない児童は引取り完了まで保護</td><td>休館</td><td>・引取りのない児童は引取り完了まで保護
・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>317</td><td>付録（県計画より抜粋）

気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年９月26日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月１日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本県の対応については暫定的に以下（<本県の対応>）のとおりとしている。
また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成30年12月25日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第１版）」（以下「ガイドライン」という。）が公表された（平成31年３月29日）。
国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正を踏まえ、ガイドラインを参考に愛知県地域防災計画を見直すこととする。</td><td>付録（県計画より抜粋）

気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年９月26日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月１日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本県の対応については暫定的に以下（<本県の対応>）のとおりとしている。
また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成30年12月25日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第１版）」（以下「ガイドライン」という。）が公表された（平成31年３月29日）。
国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正を踏まえ、ガイドラインを参考に県防災計画を見直すこととする。</td><td></td></tr>
</table>

第３編　　原子力災害対策計画

※「第３編　　原子力災害対策計画」は今回新たに追加した編のため、新旧対照表には掲載していません。